

「雇用保険・年金等相談コーナー」のご案内

雇用保険と老齢厚生年金の併給調整
国民健康保険料(税)の軽減措置

についての相談
を実施しています！

ハローワーク下関では、①65歳未満の方を対象とした特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の基本手当(失業給付)、高年齢雇用継続給付との併給調整、②国民健康保険料(税)の軽減措置について、専門のアドバイザーによる個別相談を実施しています。

①雇用保険と老齢厚生年金の併給調整の相談

●どんな人が相談の対象になるの？

65歳前に特別支給の老齢厚生年金を受給している方、または受給予定の方

●どんな相談が受けられるの？

65歳未満の方が雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付を受給すると、特別支給の老齢厚生年金の全部または一部が支給停止になります。

具体的にどのように年金の調整がされるのかについてご説明します。

②国民健康保険料(税)の軽減措置の相談

●どんな人が相談の対象になるの？

倒産・解雇、雇止めにより離職し、国民健康保険に加入される方

●どんな相談が受けられるの？

倒産などで職を失った方が在職時と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険料(税)を軽減する制度があります。軽減が受けられるかどうか、またその手続きについて相談を受けます。

◆年金の正確な支給額、国民健康保険料(税)の正確な額の確認や各種手続きについて◆

年金に関しては、年金事務所へ、国民健康保険に関しては、市国民健康保険担当窓口へお問い合わせいただく必要があります。あらかじめご了承ください。

相談実施日

毎月第2・第4月曜日 13:00～17:00

(ただし、祝日や年末年始などの閉庁日を除きます)

相談会場：ハローワーク下関 2階 相談室又は会議室

詳細は、ハローワーク下関 雇用保険給付課にお問い合わせください。Tel083-222-4031 11#



厚生労働省・山口労働局・ハローワーク下関